

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査について、同条第9項の規定により、次のとおりその結果に関する報告を決定したので、これを公表する。

令和3年2月2日

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

山本嘉彦

入江貢

定期監査結果報告

1

(1) 監査の対象

令和元年10月～令和2年3月の財務に関する事務（出納整理期間を含む）

(2) 監査の期間

令和2年12月17日～令和3年2月2日

(3) 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査及び職員に対する質問等の方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。

(1) 監査の対象

令和2年4月の引継ぎに関する事務

(2) 監査の期間

令和2年12月21日～令和3年2月2日

(3) 監査の方法

広域連合事務局の係ごとに、調査票による自己評価の提出及び調査票に基づく係長への聞き取り等の方法により実施した。

(4) 監査の結果

複数担当制やジョブローテーションなどにより業務遂行に支障がないよう引継ぎが行われているものの、マニュアルについては整備中のものや改善の余地があるものが見受けられたが、すでに改善に取り組んでいる。